

## 利 用 上 の 注 意

- 1 「社会増減」とは、転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。このうち、「他県との移動増減」は、東京都と道府県間における転入者数から転出者数を差し引いた数をいい、「都内間の移動増減」は、都内の区市町村間における転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。

転入者数から転出者数を差し引いた数（「転入超過数」という）が、プラスの場合は「転入超過」、マイナスの場合は「転出超過」という。

都内間移動は、転入・転出の届出が同一月でない場合等、時間差があるため区市町村間における合計はゼロにはならない。

本報告書における「社会増減」とは「他県との移動増減」を意味し、「都内間の移動増減」とは区別している。

- 2 「自然増減」とは、出生数から死亡数を差し引いた数をいい、差し引いた数がプラスの場合は「自然増」、マイナスの場合は「自然減」という。

- 3 「その他の増減」とは、外国人人口の増減数及び、帰化、国籍離脱、出国並びに実態調査等職権による記載、消除、補正による増減等である。

- 4 「外国人人口」については、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）」により外国人登録制度が廃止され、「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）」により外国人住民についても住民基本台帳制度の対象となったため、平成 24 年 7 月までは「外国人登録者数」であり、平成 24 年 8 月以降は「住民基本台帳上の人口」である。

なお、「外国人人口」については、「住民基本台帳による世帯と人口」及び「外国人人口」で掲載している。

掲載場所「東京都の統計」ホームページ <http://www.toukei.metro.tokyo.jp>

- 5 区市町村名は、平成 25 年 1 月 1 日現在の名称により表章してある。

- 6 表中の符号は、次のとおりである。

「0」「0.0」……………表章単位未満

「—」……………皆無または該当数値なし

「…」……………不詳または計算不能

「△」……………負数

- 7 三宅村については、全島避難により平成 12 年国勢調査の人口がゼロとなっていたが、平成 17 年 2 月からの帰島開始により平成 17 年 10 月 1 日の国勢調査において人口が確定した。

ただし、平成 12 年 11 月から平成 17 年 9 月までの住民基本台帳等の移動による増減数は、三宅村には加えず、都総数のみに加えた。このため、都総数と各区市町村の合計は一致しない。

- 8 参考表 3 の表章地域について、表章年次の期間中に市町村合併があった地域については、合併前の年次についても最新年次時点における地域（合併後）で集計を行っている。（例；あきる野市、西東京市）